

○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和52年3月26日付け薬発第313号 各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

○毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

(平成10年7月28日付け医薬発第693号 各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

標記については、平成7年4月7日薬発第377号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により貴管下所在の関係業者への指導方をお願いしているところである。今般、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生した。原因物質、混入経路等詳細については依然不明ではあるが、この種の事件の重大性に鑑み、貴管下所在の毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置を徹底するよう再度指導されたい。

記

- 1 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者において、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)に基づく適正な保管管理等が行われているかについて早急に点検を行うこと。
- 2 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第14条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあった者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

また、毒劇物の交付に当たっては、法第15条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

○毒物劇物監視指導指針(抄)

(平成11年8月27日付け医薬発第1036号 各都府県知事あて厚生労働省医薬安全局長通知別添)

第1～第3 略

第4 事故に対する対応

1. 連携体制の強化

毒物劇物等に係る法第16条の2に規定する事故の未然防止を図るため、都道府県は警察当局、消防当局、他の都道府県等の関係官公署と定期的な連絡協議、情報交換等を行うことにより相互間の緊密な連携体制の強化に努める。

2. 流出等の事故

(1)略

(2)厚生省への通報・報告

ア 都道府県は、次の各場合において、厚生省に電話等でその時点の状況について把握できる範囲で通報を行う。

(ア) 毒物劇物製造業者及び輸入業者(製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者(以下「製剤製造業者等」という。)を除く。)において発生した場合

(イ) 保健衛生上重大な危害が生じている又は生じるおそれがある場合

(ウ) 他の都道府県の毒物劇物営業者等が流通過程などにおいて流出等の事故を起こした場合など、都道府県間の調整が必要な場合

イ 略

3. 盗難・紛失

(1)略

(2)厚生省への通報・報告

ア 都道府県は、盗難・紛失にあった毒物劇物による保健衛生上重大な危害が生じている又は生じるおそれがあると判断される場合には、厚生省に電話等でその時点の状況について把握できる範囲で通報を行う。

イ 略